

定 款

K L a b 株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、KL a b株式会社と称し、英文にては、KL a b I n c. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピュータ、通信機器及びその周辺機器の研究、開発、製造、販売並びに輸出入
- (2) コンピュータソフトウェアの研究、開発、制作、販売並びに輸出入
- (3) コンピュータソフトウェア、コンピュータ、通信機器及びその周辺機器に関する調査並びにコンサルティング
- (4) 書籍・雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、制作並びに販売
- (5) 情報処理・情報提供サービス
- (6) コンピュータに関連する人材育成のための教育事業、セミナー・研究会等の運営業務
- (7) インターネット等のオンラインを利用した市場調査、宣伝、広告等の受託
- (8) 各種イベントの企画、運営、管理
- (9) 広告代理業
- (10) インターネット等を通しての通信販売業務
- (11) インターネットを利用した決済処理に関する業務の受託及びその代行
- (12) インターネットでの商品売買代金の決済業務及びその代行
- (13) インターネット、情報ネットワークで取引及び決済、認証するサービスの提供
- (14) 旅行業及び旅行業者代理業
- (15) キャラクター商品、ゲーム機器、玩具及び遊戯用具等の物品、ゲーム用コンピュータソフトウェアの企画、開発、製造、制作、販売、賃貸、保守、管理、運営並びにこれらの仲介
- (16) 前号に掲げる物品・ソフトウェアの輸出入及び輸出入代行業
- (17) ビデオソフト、CD及びDVD等の映像及び音楽に関する製品の企画、製作、販売、輸出、輸入及び賃貸
- (18) 映画、演劇、演芸及び音楽等の催物の企画、制作、興行及び販売並びに劇場の運営
- (19) 無体財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買、譲渡、管理並びにこれらの仲介、代理業
- (20) 古物品の輸出入、売買、販売代理、仲介
- (21) 物品の輸出入、売買、販売代理、仲介及び卸売業
- (22) 有料職業紹介事業
- (23) 労働者派遣事業
- (24) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査等委員会
- (3)会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告による方法によって行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、93,618,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式に関する権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及び事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き、その他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置き、株主の権利行使の方法、その他株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下、「監査等委員でない取締役」という。）は3名以上とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

- 第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。ただし、取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
 - 4 監査等委員でない取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
 - 5 監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

- 第 21 条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
 - 4 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- 2 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第 25 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席取締役がこれに記名押印又は電子署名を

行う。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(役付取締役)

第 27 条 取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から、社長 1 名を定め、必要に応じて会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(代表取締役)

第 28 条 社長は、当会社を代表する。

2 社長のほか、取締役会の決議によって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

第 29 条 当会社の業務は、社長がこれを統轄し、専務取締役又は常務取締役は社長を補佐してこれを分掌する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が社長の職務を代行する。

3 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第 5 項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。

(非業務執行取締役の責任限定契約)

第 31 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、善意・無重過失である場合に限り、かつ、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等決定機関)

第35条 当社は剰余金の配当等会社法459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払いの配当金には利息を付さない。

(附則)

- 1 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

最終改訂：2022年3月25日